

菊川市教育委員会 認定地域クラブ取扱いガイドライン

令和8年3月改訂
菊川市教育委員会
菊川市未来の部活動在り方検討会

菊川市教育委員会認定地域クラブ取扱ガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、地域クラブの認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 認定の定義

このガイドラインにおいて、認定とは、地域団体等が実施するクラブ活動を学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定し、認定資格を付与することをいう。

3 対象となる地域クラブ

認定の対象となる地域クラブは、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内の中学生が参加できるクラブであること。なお、競技力向上等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。
- (2) 活動拠点は原則として菊川市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- (3) 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
- (4) 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。
- (5) 営利目的を主とした運営でなく、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (6) 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (7) 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。ただし、菊川市スポーツ少年団及び菊川市文化協会の加盟団体については、この限りではない。
 - ・目的が記載されていること
 - ・会員の入退会、参加費等について記載されていること
 - ・予算・決算の審議・承認について記載されていること
 - ・以下に準ずる役員を選任・解任に関することが記載されていること
 - ①代表 ②副代表 ③会計 ④監事（代表、副代表、会計を兼ねることはできない）
 - ・総会の運営など団体の意思決定に関することについて記載されていること
 - ・生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
 - ・参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入すること。
- (8) 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤーズファーストの考えで、人権を尊重して活動を行うこと。また、相手の意に反する性的な言動やハラスメント行為により、不快感を与える行為は違法行為であることを子ども及び保護者を含む団体関係者へ周知徹底すること。

- (9) 菊川市教育委員会が主催する指導者研修を受講し、「菊川市教育委員会認定地域クラブ活動指導者」として登録している（または登録予定の）役員または指導者が運営に携わること。※参照「菊川市教育委員会認定地域クラブ活動指導者」登録制度
- (10) 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活をおくれるよう、週2日以上 of 休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。
- (11) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。
- (12) 地域クラブの活動に伴い生じた事故及び損害については、当該地域クラブ及び関係者の責任において処理すること。教育委員会は制度の管理を担う立場から、安全管理体制の整備について必要な指導及び助言を行うが、個別の活動における直接的な責任を負うものではない。

4 認定の申請

認定を受けようとする地域クラブの代表者は、あらかじめ、申請書（様式1）、認定要件確認書（様式2）、規約または会則（任意様式）及びその他クラブ活動の概要がわかる資料を教育委員会に提出しなければならない。

教育委員会は、活動の内容を審査するため、前項の申請書のほか必要な資料の提出を求めることができる。

5 認定又は不認定の通知

教育委員会は、認定した場合には、認定通知書（様式3）を、不認定の場合には、不認定通知書（様式4）を当該地域クラブの代表者に交付するものとする。

6 認定の取消

認定を受けた地域クラブが、第3条に掲げた条件のいずれかに違反し、又はその本来の目的から逸脱していると認められるときは、当該認定を取り消すことができる。教育委員会は、認定を取り消す場合には、認定取消通知書（様式5）を当該地域クラブの代表者に交付するものとする。

7 認定の有効期間

- (1) 認定の有効期間は3年間とする。（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末）
- (2) 教育委員会は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、必要な指導助言等を行う。

本ガイドラインの実施は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
実態に応じて改訂を行うこととする。

(様式1)

地域クラブ認定申請書

1	団体・クラブ名	
2	代表者名	
3	電話番号	
4	住所	
5	活動種目名	
6	活動内容	
7	募集対象	
8	活動場所 活動時間	
9	月謝、用具費用な どの保護者負担	

様式2の認定地域クラブ認定要件を確認し、認定地域クラブの承認を申請します。

令和 年 月 日

団体名

代表者名

(様式2)

地域クラブ認定要件確認書

次の認定要件に当てはまることを確認してください。

クラブの組織に関すること

- 市内の中学生が参加できるクラブであること
- 活動拠点は原則として菊川市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと
- 営利目的を主とした運営でないこと
- 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること
- 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること
 - ・目的が記載されていること
 - ・入退会について記載されていること
 - ・会費について記載されていること
 - ・以下に準ずる役員を置くことが記載されていること
 - ①代表 ②副代表 ③会計 ④監事
 - （代表、副代表、会計を兼ねることはできない）
 - ・総会について記載されていること
 - ・生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- 菊川市教育委員会が主催する指導者研修を受講し、「菊川市教育委員会認定指導者」として登録されている役員または指導者が運営に携わること

裏面へ続く

クラブの活動方針や指導方針に関すること

- 部活動の意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

【部活動の意義】（平成 30 年 菊川市立中学校部活動ガイドライン）

- 異年齢との交流の中で、人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。
- スポーツや文化及び科学等に親しみ、興味関心を高めるとともに、責任感・連帯感の涵養、お互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

- 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤーズファーストの考えで、人権を尊重して活動を行うこと。また、相手の意に反する性的な言動やハラスメント行為により、不快感を与える行為は絶対にあってはならない。
- 長時間の活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウト、精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるような菊川市部活動ガイドラインに準じた活動日数及び活動時間を設定すること。
- 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休憩時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。

令和 年 月 日

団体名

代表者名

(様式3)

地域クラブ認定通知書

菊教学第 号

令和 年 月 日

代表 様

菊川市教育委員会

令和 年 月 日に申請のあった、菊川市教育委員会による貴クラブの認定申請について、下記の条件により認定します。

記

1 クラブ名

2 認定期限 令和 年 月 日

3 認定の条件

- (1) 活動は、認定申請書や認定要件確認書、その他の提出資料に記載された内容に基づき実施すること。活動の内容等を変更しようとする場合は、あらかじめ、菊川市教育委員会の承認を受けること。なお、菊川市教育委員会の職員が活動内容を確認する可能性があるため、対応すること。
- (2) 活動の実施に際しては、十分な安全対策を講じること。なお、菊川市教育委員会は事故等の責任は一切負わない。
- (3) 活動を停止する際には、速やかに菊川市教育委員会に連絡をすること。
- (4) 運営責任者や指導者など、活動に携わる者1人以上が、菊川市教育委員会が主催する指導者研修を受講し、認定指導者資格を取得すること。
- (5) 関係学校から、生徒の活動状況の情報提供等を求められた場合は、対応すること。
- (6) 上記の条件や認定要件を満たさない場合、または、教育的な活動として不適当な事由が発生した場合には、認定を取り消すことがある。なお、菊川市教育委員会は、公認を取り消すことによって発生する経費については、一切負担しない。

担当 菊川市教育委員会
学校教育課 担当
電話 0537-73-1113 (直通)

(様式4)

不認定通知書

菊教学第 号

令和 年 月 日

代表 様

菊川市教育委員会

令和 年 月 日に申請のあった、菊川市教育委員会による貴クラブの認定申請について、下記の理由により認定を見送ります。

記

1 クラブ名

2 不認定の理由

(1)

担当 菊川市教育委員会

学校教育課 担当

電話 0537-73-1113 (直通)

(様式5)

地域クラブ認定取消通知書

菊教学第 号

令和 年 月 日

代表 様

菊川市教育委員会

令和 年 月 日に申請のあった、菊川市教育委員会による貴クラブの認定申請について、下記の理由により認定を取り消します。

記

1 クラブ名

2 取消の理由

例：活動を休止するため。

例：菊川市教育委員会認定地域クラブ取扱要綱第3条に違反する行為が認められたため。

担当 菊川市教育委員会

学校教育課 担当

電話 0537-73-1113 (直通)

令和7年3月策定	菊川市教育委員会公認地域クラブ取扱いガイドライン
令和8年3月改訂	名称変更「菊川市教育委員会認定地域クラブ取扱いガイドライン」 ・認定要件 修正 ・「認定地域クラブ活動指導者」登録制度 追記 ・認定期間 追記